

令和元年9月3日
(公財) 川崎市学校給食会

令和2・3年度 川崎市学校給食用物資納入指定業者募集のお知らせ

学校給食で使用する物資の納入業者を募集します。

◎学校給食用物資納入先

- ・ 自校調理校 (約83,000食)
 - 小学校 114校
 - 中学校 4校
 - 特別支援学校 4校

- ・ 学校給食センター 3か所 (約29,000食)
(物資によっては中学校48校への直送品もあり)

※ 既に、令和元年度の学校給食用物資納入業者として登録されている業者様につきましては、令和2・3年度登録申請のご案内を当会からさせていただきますので、連絡は必要ありません。

新たに納入を希望する業者様は、次ページ「学校給食用物資納入業者指定登録基準」を確認し、令和元年10月11日(金)までに
(公財)川崎市学校給食会(044-200-1973)に直接電話連絡して
いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡を受けた業者様には、登録に必要な手続き等を説明いたしますので、当会にお越しいただく日程を調整させていただきます。

学校給食用物資納入業者指定登録基準

1. 立地条件

●一般業者

- (1) 原則として川崎、横浜、東京に営業所を有するもの。
- (2) 製造加工を要する食品については、関東近県に製造加工の設備があるもの。ただし、前記地区内で製造加工ができず、あるいは必要数量の調達が困難な食品はこの限りでない。

●協力会組織の業種（食肉商業協同組合・青果協力会・豆腐協力会・卵類協力会）

- (1) 各協力会に加入しているもの。
- (2) 店舗を川崎市内に有するもの。

2. 経営規模

- (1) 相当の資本で経営され、相当額の販売実績をあげていること。
- (2) 相当数の常用職員を有し、常時営業を続けていること。
- (3) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、電話設備及び緊急に即応し得る機動力を有すること。

3. 信用状況

- (1) 学校給食に理解を有し、社会的信用を有する業者であること。
- (2) 営業経歴及び経営状態が良好であること。
- (3) 確実な取引を有し、広範囲に営業していること。
- (4) 食品に関する法律並びに諸規程を遵守していること。
- (5) 引き続いて3年以上その営業に従事していること。
- (6) 納税義務が履行されていること。

4. 衛生管理

- (1) 営業施設とその管理状況並びに食品衛生保持の状態が優秀なもの。
 - (2) 従業員の健康管理が充分に行われているもの。
 - (3) 保健所の衛生指導に特に協力的なもの。
 - (4) 納入食品について公立の衛生検査機関の検査成績が良好なもの。
- 上記の各項目の具体的内容については別記のとおりとする。

5. 供給能力

- (1) 仕入及び製造加工能力が相当広大で所要量を充たし得ること。
- (2) 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。

6. その他

前回登録してあったもので、1度も応札しなかったものは失格とする。

別 記

給食用物資納入業者指定登録基準のうち、衛生状態が優秀とする基準は原則として次のとおりとする。

- (1) 食品の製造加工業者については、食品衛生監視票による採点項目のうち、A 構造、B 食品取扱設備、C 給水及び汚物処理の合計 45 点、並びに D 取扱方法、E 食品取扱者の合計点 55 点の各々の 80%以上の採点成績を保持しているもの。
- (2) 単に給食物資を取扱い、これを納入する業者については、納入食品の衛生検査成績が良好で、納入物資の保管場所とその管理及び手洗設備が完備しているもの。
- (3) 物資納入のための運搬車、容器の衛生保持の状態が良好なもの。
- (4) 従業員の検便受診成績が良好なもの。